

役員候補者の選出および役員の選定等に関する規程

(平成 23 年 11 月 24 日理事会承認)

- 第1条 この規程は、定款に規定される役員の選任について、その候補者の選出、および役員の選定に関する手続きを定めるものである。本規程において、役員候補者とは、社員総会における役員選任の対象候補者をいう。また、役員選挙候補者とは、役員候補者選挙における候補者をいう。
- 第2条 役員候補者は、正会員の直接選挙により選出する。選挙の有権者は、選挙の年の1月理事会開催日現在に会費滞納の無い者とする。
- 第3条 理事会は次の手順により役員選挙候補者の選出を行う。役員選挙候補者の資格は、選挙の年の1月理事会開催日現在に会費の滞納の無い正会員とする。
- (1) 正会員は、正会員 10 名以上の連署により役員選挙候補者を推薦することができる。
 - (2) 理事会は、役員選挙候補者を推薦することができる。
 - (3) 役員選挙候補者の推薦に際しては、被推薦者の業績一覧および履歴等を被推薦者名に添えて、役員候補者選考委員会に提出する。
 - (4) 役員選挙候補者は、被推薦者の中から、役員候補者選考委員会が決定する。
- 第4条 役員候補者選考委員会は、5 名ないし 7 名の委員をもって構成する。
- (1) 委員は、理事会の指名に基づいて理事長が任命する。
 - (2) 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないが、連続 4 年を限度とする。
 - (3) 委員は、毎年役員候補者選挙時に正会員による審査を受ける。正会員の過半数から不信任を受けた者は、直ちに委員を退任するものとする。かかる委員の補充に当たっては、その時の不信任退任者を指名してはならない。
- 第5条 選挙は、別に定める手順により提出期日までに投票することを要する。
- 第6条 役員候補者は、選挙により当選した者とする。但し、得票数が同点の場合には、理事会において当選者を決定する。
- 第7条 前条により選出された役員候補者は、社員総会において、候補者ごとに役員選任の決議に諮る。
- 第8条 理事会は、前条で選任された役員の内から、代表理事及び業務執行理事を選定する。
- 第9条 業務執行理事の分掌は一般規則により、具体的な業務の分担は理事会において定める。
- 第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1. この規程は平成 23 年 11 月 24 日から施行する。